

1. 議事日程第5号

(平成19年第5回大口町議会定例会)

平成19年9月26日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第52号 政治倫理の確立のための大口町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてから、議案第58号 大口町道路線の認定についてまで、認定第1号 平成18年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、請願第1号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める請願書及び、請願第2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願書まで(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第59号 監査委員の選任について(討論・採決)
- 日程第4 議員提出議案第3号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書提出についてから、議員提出議案第6号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書提出についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第60号 教育委員会委員の任命について(提案説明・質疑・討論・採決)
- 日程第6 大口町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第7 議員派遣について

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	木野 春徳
11番	齊木 一三	12番	倉知 敏美
13番	酒井 久和	14番	吉田 正輝
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鋏	副町長	社本 一裕
教育長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
健康福祉部長	水野 正利	環境建設部長	近藤 則義
会計室 会計管理者	前田 守文	教育部長	鈴木 宗幸

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近藤 登	議会事務局 次長	佐藤 幹広
--------	------	-------------	-------

開議の宣告

議長（宇野昌康君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

諸般の報告

議長（宇野昌康君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

議会広報常任委員会が8月29日、30日に所管事務調査を行っておりますので、委員長から報告を願います。

議会広報常任委員長 鈴木喜博君。

議会広報常任委員長（鈴木喜博君） 皆さん、おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、議会広報常任委員会の所管事務調査について御報告をいたします。

本来でしたら9月議会初日での報告でしたが、調査日程が8月29・30日で時間的に余裕がなく、議長のお計らいをいただきまして本日の最終日での御報告にさせていただきましたので、これより報告させていただきます。

議会広報研修会は、8月29・30日の両日、東京・シェーンバツ八砂防で行われました。全国から480人もの議会広報に携わる議員と職員の参加がございました。

29日には「分かりやすい文章表現・表記について」、そして「情報時代に求められる自治体広報」「美しい自然風景の撮り方」と題して、3人の方から御講演をいただきました。

30日は、広報クリニックを希望した議会広報について、専門家の方から指摘を受けてまいりました。

研修内容を簡単に御報告いたします。

「分かりやすい文章表現・表記について」でございますが、わかりやすい文章をつくるには、
1.相手の関心事、情報量を正確に把握し、何を説明したいのかはっきりさせる。
2.中立的・客観的な表現を使う。
3.グラフや表、写真、注やコラムの活用で飽きさせない工夫をする。
4.見出しで内容を表現する。
5.余分なものを思い切って削る等が必要とのことでした。

議会広報は、議会や委員会の速記録、要約筆記ではないし、詳しい説明がわかりやすいとは限らない。また、議会審議は話し言葉で、それを書き言葉に翻訳する作業があるなどの助言を実例を交えながら指導を受けてまいりました。

そして、「情報時代に求められる自治体広報」では、現在の情報伝達は、すべての人が情報

の送り手であり受け手であるというメッシュ型ネットワークを形成しており、情報は人から人に送られ、抹消することが不可能な状態になっている。また、情報発信者としての責任を持つこと、逆にそのネットワークを生かすことが求められていると指導をいただきました。

「美しい自然風景の撮り方」では、ただ漠然とカメラを向けているのではなく、同じ場所でも時期、時間によって変わっていくし、アングルを変えるだけでも印象が大きく異なるので経験を重ねることが必要とのことでした。

「議会広報クリニック」につきましては、三つの分科会に分かれ、大口町は広報コンサルタントの深沢徹氏に指導を受けました。当町の「議会だより」ナンバー168号（平成19年8月1日発行）の総評は、「内容、技術ともにほぼ完璧」という非常に高い評価をいただきました。講評をもとに、よい点と改善点を報告させていただきます。

よい点としましては、1. 議案の審議内容と経過がわかりやすい。質疑、応答ともに明快である。2. 記事の要約は適切で文章もわかりやすく、用語や表記も正確である。3. 見出しがダイナミックで効果的である。4. 表紙の写真、構成ともすばらしいという評価をいただきました。

改善点では、1として、賛成・反対討論には議員名も入れた方がよい。2として、広報の性格上、特定の問題に意見を述べることには少し疑問があるという御指摘をいただきました。3. 一般質問の見出しにも「答え」「町長」等と表記した方がよい。4. 題字に「発行・愛知県大
口町議会」と入れた方がよいなどと御指導をいただきました。

他の町の議会広報もすばらしいものばかりでしたが、それぞれに指摘事項があってとても勉強になりました。見習うべき点はどんどんと吸収し、改善すべき点は積極的に改善しながら、より一層読んでもらえる「議会だより」になるよう、研修の成果を発揮してまいります。

以上、議会広報常任委員会の所管事務調査の概要の報告とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 次に、各常任委員長及び決算特別委員長より委員会審査報告書が提出をされましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第52号から議案第58号まで及び認定第1号、並びに請願第1号及び請願第2号
について（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（宇野昌康君） 日程第2、議案第52号 政治倫理の確立のための大口町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてから、議案第58号 大口町道路線の認定についてまで、認定第1号 平成18年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、請願第1号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める請願書及び、請願第2号 悪質商法を助長

するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願書までを一括議題といたします。

委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

各常任委員長及び決算特別委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長 吉田正輝君。

総務文教常任委員長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

議長のお指名をいただきましたので、去る9月7日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託を受けました議案4件と請願1件の審査の内容と、その結果について御報告いたします。

委員会は、去る9月13日木曜日午前9時30分から役場3階第1委員会室において、委員全員と、説明員として町長初め関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしました。

それでは、付託をされました順に報告申し上げます。

まず、議案の説明は、本会議において受けておりますのですべて省略することとし、直ちに審査に入りました。

初めに、議案第52号 政治倫理の確立のための大口町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について。

これに対しましては、質疑もなく、採決した結果、全員の賛成をもって可決されました。

続いて、議案第53号 大口町情報公開条例の一部改正について、また議案第54号 大口町個人情報保護条例の一部改正について。

この2議案につきましても質疑がなく、採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第55号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第2号）（所管分）について、歳入歳出一括で質疑に入りました。

歳入関係で主なものとして、本会議の質疑の中でもあった大規模償却資産税については、町税収入がことしか来年あたりピークになるのではないかということから、県に最大限7,400万円程度吸収される。また、財政力指数は以前は1.7との説明であったが、今回の説明では、1.6ないしそれに近いところで適用されることになった変遷の説明を求めました。

また、基準財政需要額を大きくするための努力もするとの答弁であったが、県に吸収されないよい案はないのか。例えば、大口町に養護学校などの誘致などの方法により基準財政需要額がふえるというようなことにはならないのかとの質問に対し、地方交付税の算定方式が変わり、これまで交付団体であった扶桑町も不交付団体となっている状況であり、あと一、二年、財政力指数が1.6を切った場合でも大規模償却資産税の県の課税があるだろうとの説明がありまし

た。

また、地方交付税における基準財政需要額には国が提案している「頑張る地方応援プログラム事業」で、市町村独自のまちづくり的事業としての巡回バスとか、「Oh-!TOWNおおぐち構想」や、地域振興課で行っております市民活動支援センター整備事業などが算入されるとの回答がありました。

次に歳出関係では、中学校費の学校管理費で中学校屋内運動場改修工事の委託料500万円弱については、雨漏りや外装の塗装塗りかえ等とのことであるが、体育館のトタン屋根の下にはALC板があり、落下防止ネットは、今どのような状況になっているのか。外壁やトタンの塗装等は必要ではあるけれども、住民の避難場所にも指定されていることから、外見より安全性を十分わきまえ、現在設置されているALC板を取り除くことができないのかとの質問に対して、現在、ALC板は欠けて落ちているような状況にはなく、ALC板を取り除こうとすれば屋根部分の全面改修になり、このまま使用していくとの回答でありました。

続いて、今の体育館では少々の修理をかけても長期間の利用をすべきではないと思っているが、委託料の金額から見ても改修費は1億円を超すであろうと思われるが、町としては現在どれくらいを見込んでいるのか。また、今後、武道とかダンスというものも必須科目になり、武道場を併設するような新しい体育館の計画ができないものか。そうすれば、現在計画されている通路が不必要ということにもなると思うがどうかとの質問をしました。なお、屋根そのものを改修するとすれば一体幾ら必要になるのかについても調査し、回答をいただきたい旨の注文をいたしました。

これに対して、改修費用はおおむね1億2,000万くらいを見込んでおり、小学校校舎の耐震診断の結果が間もなく出てくるが、小学校の整備も何とか早く手を打っていかねばならない状況で、教育委員会としては、小学校校舎の整備が先だと思っているとの回答でありました。さらに、この体育館は、過去2回にわたって手を加えており、今回の改修でもやっぱりもたなかったかということでは非常にまずいわけで、そういう意味からも、もう一度慎重に専門家等の調査を受けて報告いただく機会を設けてほしい。

また、1億2,000万円をかけるより、公式試合ができるような体育館に建てかえということも視野に入れて検討してほしい。もし、中学校の体育館を新築するとすればどれくらいの費用がかかるのか、それに対して国庫補助はどれくらいになるのかとの質問に対し、きちんとした体育館が欲しいということも踏まえながら整備計画の中にのせていけたらと思っている。また、ALC板は鉄骨の枠の中にはめ込んであり、地震のときに水平の揺れが起こった場合、多少の融通が必要で、逆に鉄骨で挟まれてALC板が割れて落ちるといった危険防止の念のためのネットが張ってあることと、前回の耐震工事では、愛知県建築住宅センターの認定を受け国庫補助

事業として認定された耐震補強工事を完了しており、耐震上は問題ないと考えている。また、体育館を新築した場合については、現在の体育館が800坪であり、この規模で坪当たり70万円として5億6,000万円、取り壊しに坪当たり5万円で試算すると合計で6億円ぐらいになるが、武道館等とのかを考えると、その倍ぐらい必要となると思われる。なお、国庫補助金の額については、現在試算していないとの回答がありました。

続いて、成人式に関連する報償費の減額と委託料の追加について及び、下小口及び大屋敷学共の空調機の取りかえについての質問に対し、成人式の実行委員会のメンバーと調整して、今回、予算の使い方を自由な発想でできるようにとの配慮から報償費から委託費へ組み替えをしたことと、学共の空調設備は全館一括空調となっており、無駄な経費もかかるため、使う部屋だけを稼働させるパッケージ式のものを入れるというものである。また、公民館分館事業として萩島集会所のバリアフリー化の改修工事をあわせて行っていくとの回答がありました。

議案第55号（所管分）の採決に入る前に、体育館の改修工事について、町民の安全、命を守るという意味で一番の責任者である町長の決意を聞きました。

酒井町長からは、東南海、あるいは南海地震、東海地震等が心配される昨今、学校の安全確保だけは最優先と考えており、北小学校の移転及び南小学校の整備については、できれば同時に行っていきたい。さらに、庁舎や保育園に対する更新、体育館のみならず武道館や図書館等もスケジュールに入れ込んでいきたい。今後、精査しながら、議会とも打ち合わせをしながら取り組みたいとの回答がありました。

以上の審査経過を経て、議案第55号（所管分）の採決を行い、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める請願書について審査しました。

これについては、毎年この趣旨の請願が出されて採択してきているので今回も採択でよいとの意見がありました。これを採決した結果、全員の賛成をもって採択することとなり、あわせて政府への意見書提出も全員の賛成をもって可決されました。

以上で、総務文教常任委員会に付託を受けました4件の議案と請願1件の審査経過及び審査結果の報告を終わります。

議長（宇野昌康君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、健康福祉常任委員長 木野春徳君。

健康福祉常任委員長（木野春徳君） 皆さん、おはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、去る9月7日の本会議において健康福祉常任委員会に付託を受けました2議案についての審査の内容と結果の御報告を申し上げます。

委員会は、9月18日午前9時30分より役場3階第5委員会室において、委員全員及び酒井町長以下関係職員の出席を得て慎重に審査をいたしました。

付託を受けました議案については本会議において提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

それでは、付託議案の順に御報告を申し上げます。

初めに、議案第55号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第2号）（所管分）について、歳入歳出一括で質疑に入りました。

民生費委託金にある命を大切にすることを育む教育推進事業実践活動委託金について、具体的にはどのような事業かとの質問に対し、これは愛知県の委託事業で、南保育園において親子で人形劇を見たり、コンサートを聞いたり、また保護者を対象とした講演会などを予定しております。また、南保育園では、保護者の方たちが子供たちに本の読み聞かせをしていただいております。こうした事業を通して命を大切にすることをはぐくむことにつなげたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、老人福祉費の報償金に認知症対応型共同生活介護者選定委員会があります。これはグループホームを町内に1カ所つくりたいとの説明がありましたが、いつ、どのように実施されるのかとの質問に対し、これは第3期介護保険事業計画に盛り込まれており、認知症対応型のグループホームを平成20年度末に開設するため、今年度内に業者を募集し、審査会によって業者を決定する計画ですとの答弁がありました。

障害（者）福祉計画事前調査委託料があります。これはアンケート調査をすると説明がありましたが、いつからいつまでの計画で、町としてはどのような障害者福祉計画をつくれるのかとの質問に対し、現在、第2期の障害者福祉計画、そして大口町福祉計画の二つがありますが、どちらも平成20年度で終結するため、今年度、予定人員800名のアンケート調査を実施し、計画内容の調査・研究をした上で、平成21年度から23年度までの3年間の障害（者）福祉計画を策定する計画ですとの答弁がありました。

続いて、後期高齢者医療制度が平成20年4月から始まりますが、これに伴う後期高齢者医療広域連合負担金の追加に対し、均等割の負担のあり方と負担金の内容とはとの質問に、広域連合負担金の均等割の10%についてはいろいろ議論がされ、最終的に広域連合規約により均等割10%、後期高齢者人口割45%、人口割45%の割合で負担することが定められ、今回の負担金の追加は、本年4月から6月までの暫定予算と本予算との差額で、内容は広域連合への派遣職員

の人件費、啓発用のパンフレット、ポスター費用等であり、大口町の負担金合計は492万8,000円ほどになるとの答弁がありました。

愛知県の広域連合では後期高齢者医療の保険料は試算がされているのかとの質問に対し、具体的に国が示すのが9月の末ぐらいとの情報があり、愛知県ではそれを踏まえて早急に試算に入るとの答弁がありました。

また、町として保険料の負担がふえた方に対してどのような施策を検討されているのかとの質問に、低所得者に対しては7割・5割・2割の軽減措置がされますが、減免については町としてではなく愛知県全体で検討している最中でありますとの答弁がありました。

介護保険の関連で地域包括支援センターは、現在、町の直営で運営されているが、ハートフル大口の職員も派遣され、将来的には直営から委託にするような考えはあるのかとの質問に、現在、町の職員が2名、ハートフル大口からの職員が3名、合計5名で運営をしていますが、今後の運営方法については、今のところはっきりとした方向性は出せないとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出一括で質疑に入りました。

歳入で調整交付金が500万円余りも削減されている。これにより国の負担は何%になるのかとの質問に、基本的には国の負担は25%で、そのうち5%が調整交付金でということですが、調整交付金は1.11%となり、必ず負担される20%と合わせて21.11%となりますとの答弁がありました。

また、国に対して本来負担すべき部分については負担せよと上申する必要があるのではとの質問に、今後も町村会等を通じて要望していきたいとの答弁がありました。

続いて、時間外勤務手当の補正額が倍以上もふえているが、その積算の根拠と、今回の補正により1人当たりの時間外の勤務時間はとの質問に、当初予算を組む時点では仕事の整理整頓をすることで時間外勤務を減らせると考えていたが、実際には難しく、今回の補正となりました。また、時間外勤務時間は、人により違いはありますが、おおむね1ヵ月30時間を想定しているとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、健康福祉常任委員会に付託を受けました2議案の審査の内容と結果の報告を終わらせていただきます。

議長（宇野昌康君） 健康福祉常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、環境建設常任委員長 齊木一三君。

環境建設常任委員長(齊木一三君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議長の御指名を受けましたので、去る9月7日、本会議におきまして環境建設常任委員会に付託を受けました3議案及び請願1件の審査内容とその結果について御報告させていただきます。

当委員会は、9月19日午前9時30分より役場3階第5委員会室において、委員全員と説明員として酒井町長以下関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案は本会議において説明を受けておりますので、直ちに議案の審査に入りました。

それでは、質疑の概要と審査の結果を御報告いたします。

議案第55号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第2号)(所管分)について質疑に入りました。

都市計画街路事業、小口線の測量設計業務の今後の予定はとの質問に対し、まず現地測量をし、地元の意向等を確認しつつ予備設計に入っていくこととなり、順次、用地買収していく予定である。一応年度内には測量を完了したい旨の答弁がありました。

次に道路橋りょう維持費は、御供所地内の豊三線側溝整備、維持修繕工事費の追加であると説明がありましたが、道路照明工事も含んでいるとのことである。具体的にどこの交差点かの質問に対し、道路照明は今回3カ所を予定しており、場所については、まず1基目は豊三線、福玉倉庫北側の交差点である。当交差点に防犯灯は設置してあるものの、よく事故が発生していることから、今回、遠くからでも交差点が認識できるよう交差点の色塗り、またガードレール、デリネーターを設置し、あわせて照明灯も設置するものである。2基目は名光急送南東のT字交差点である。ここは中学校の通学路であり、民家が少なく、若干周りも暗い状況であるため設置をするものである。3基目は役場南線、大口中学校野球グラウンドのバックネットがあるところの交差点から桃花台線へ向かう道路、青山の工場と桃花台線との交差点に設置をし、順次、毎年何カ所かふやしていきたいとの答弁がありました。

次に循環型社会形成事業の関連で、豊田地区内の剪定枝置き場の現状はどのような状況か、また美化センターで焼却されている剪定枝は減っているのか。さらに、時期的に剪定枝がふえてくる季節であるが、その対策は。また、竹の処分については現在認められていないが、枝の部分、あるいは竹の葉、あるいは細い部分、そのようなものだけでも処理できないかの質問に

対し、剪定枝置き場は、ことしに入ってから平均で1ヵ月70人ぐらいの利用者があり、今年度に入って5ヵ月間で剪定枝約36トン、草が約8トン、合計45.07トンが搬入されており、当初の想定を大きく上回った利用がされておる。なお、江南丹羽へ昨年までは個人の持ち込みがあったが、今年度4月から8月までの間、個人での持ち込みはゼロとなっております。竹については処分が1トン当たり2万5,000円、普通剪定枝1万3,000円と割高になっており、さらに、剪定枝にまぜると菌が働き発酵がおくれるため、一緒には搬送できないことから認めていないが、竹の利用状況を見て今後検討をしていくとの回答がありました。

次に、観光費の関連で尾北自然歩道の整備は着々と進んでいるが、全体の完成予定はいつごろか。五条川のり面の草刈りは県の管轄であるが、美観上、また通学路の防犯上、草木の手入れは継続的に必要ではないか。さらに、桜の消毒、剪定は、住民に配慮をしながら積極的に行ってほしい。また、さくら祭り中、夜はライトアップされ大変美しく、情景には感動を覚えるものがあるが、昼間が少し寂しい感じがする。大口町のグラウンドの北側駐車場も整備をし、その期間中イベントができるように計画をしたらどうかの質問に対し、尾北自然歩道の整備は平成22年完了予定であり、現在、計画どおり進めておりますのでお願いしたい。

さらに、通学路の草の問題であります。尾北自然歩道は県の河川を占用させていただいており、通学路として使用している部分は年2回、夏休みに入る前1回、さらに夏場に1回草刈りをしておる状況であります。堤防を道路として利用している場合には、路肩1メートルについては町、道路管理者にて、それ以外のり面については、県の河川管理者が草刈りをする協定が結ばれております。本年度は県も特に力を入れてやっていただいております。来年も引き続きやっていただけるよう要望をしていきます。また、見通しの悪い交差点の草刈りは、気をつけて管理をし、状況に応じて対処していきます。

また、毛虫の消毒は、年4回ほど実施しておりますが、自然歩道沿いの農作物の被害、さらに近所への飛散問題もあり、毛虫の成長を見計らって早目早目にチラシを配布し、広報無線にも連絡をさせていただき実施しておるのでお願いがしたい。桜の剪定についても、成長が早く、毎年1回実施しておりますが、民家のある場所とない場所においては住民の皆様それぞれの考えが違い、状況を踏まえ対処しておるのが現状であります。また、さくら祭りの件であります。年々お客様がふえておる状況で大変喜ばしい状況になっております。夜の観光客も結構あり、昼間も多くの方にお越しいただいておりますが、今のところ昼間のイベント等については方法を考えておりませんとの回答がございました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 大口町道路線の廃止について及び議案第58号 大口町道路線の認定につ

いては、関連しますので一括して審査に入りました。

町道下小口87号線は廃止をし、改めて延長などして町道認定をしていくということですが、一部に認定不可能な部分があるが詳しく説明いただきたいとの質問がありました。

下小口87号線が終点部分で前後と比べ狭くなっている部分は、個人の土地で約94平米あり、昭和30年代に地元の便宜を図るために地主さんに借地をされ、私道扱いをし、使われてきたものであります。借地をした地主さんには地元にて若干の年貢（借地料）を払われていた経緯がありましたが、借地契約が結ばれていなかった。また、無断使用をしていることに対し、地元には不信感を持ってみえる状況であります。今回、土地改良を施行するに当たり、経緯を踏まえ換地提案をしてきましたが、過去の経緯、地元への不信感からいろいろな条件をつけられ、地元でも納得できるような条件でなかったため、今回、断念をし、民地のまま残っている状況であります。その横に歩行者、自転車が通れる幅1メートルぐらいの旧道がありますので、とりあえずここを道路認定するような形となっております。現在は話し合いにも応じていただけないような状況ではありますが、この状況を見ますと、道路として購入させていただき整備していくのが最良策であると思われれます。今後も地主さんと交渉をさせていただきたいと思っておりますとの回答がありました。

地主さんに了解をいただき、第三者機関である収用委員会の裁定を仰ぐというようなことで解決を図らないと、隣接している民家もあるわけですし、道路整備が行われるのに、この部分には側溝も設置されないのでは生活環境にも問題が残ることとなりますので、顧問弁護士とも相談することを含め何らかの対応が考えられないかとの質問に対し、この土地には既に所有権が移っている仮登記がされており、複雑な状態となっておりますので、地主さんとお話をさせていただき方法として進めていきたいとの回答がございました。

町では公定価格があり買収額が決まっているので、それ以上の価格で買収することは不可能であるから、現状ではいつまでたっても同じ状況が続くわけで、ぜひ法的な解決策を講じ、早急な解決を図っていただくよう要望しておきます。

また、この部分の側溝や舗装はいつごろ施工されるのかの質問に対し、狭くなった部分については、現場の状況を見て判断し、それ以外の部分については今年度施工していく予定でありますとの回答がございました。

その他質疑もなく、採決の結果、議案第57号 大口町道路線の廃止について及び議案第58号 大口町道路線の認定については、それぞれ全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、付託を受けました請願第2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願書につきましては、質疑もなく、採決の結果、採択する

ものと決しました。

以上で、環境建設常任委員会に付託を受けました3議案及び請願1件の審査の内容と結果の報告を終わります。

議長（宇野昌康君） 環境建設常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、決算特別委員長 鈴木喜博君。

決算特別委員長（鈴木喜博君） 議長の御指名をいただきましたので、去る9月7日の本会議におきまして決算特別委員会に付託を受けました認定第1号 平成18年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について審査を実施、終了いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

審査には委員全員、執行部からは町長以下関係部課長及び担当の出席をいただき、9月11日9時半より5時まで、2日目の12日は9時半から2時45分まで2日間にわたり、第1委員会室において決算書及び成果報告書を資料といたしまして、一般会計の歳入は一括で、歳出は議会・総務関係、健康福祉関係、環境建設関係、教育関係の順に、また特別会計はそれぞれの関係部分の一般会計が終了次第、審査をいただきました。

内容説明につきましては、本会議におきまして説明を受けておりますので省略することを御了承いただき、また委員より一問一答形式での質疑をと申し出がございましたので、委員の皆様にご了承をいただき、許可いたしました。

その後、直ちに審査に入らせていただきました。なお、質疑、回答とも多数いただいておりますが、主なものについて要約して報告いたしますので、御了承いただきたいと思います。

まず、一般会計の歳入につきましては、一括して審査をいただきました。

地方税について、町政が安定的に行えるにはどの程度の税収を確保しなければならないか。また、現在ふえ続けている税収をどう使うのか、減税すべきではないのかとの質問があり、平成8年は43億、平成18年は53億と約10億の増加をいただいているが、まだまだ不透明なところもあり確定するのは難しい。大口町の大きな税収の要因は、法人税が大方を占めていて恒久的なものとは言えず、減税についてもさらなる検討が必要であり、今現在の財政の弾力性が保たれる今こそ財政基盤の強化、効率的な行政運営、地域が求める基盤整備が急務であるとの回答がありました。

巡回バスの県費補助についての質問には、巡回バスに対する単独の補助はないが、交通事業者に対する補助金があるので県に協議をかけたい。また、その際には巡回バスに対する単独の補助制度についても要望していきたいとの回答がありました。

また、母子通園事業の利用料を無料にすべきではとの質問には、現在、専任の保育士2名、理学治療等の専門の先生も報償費でお願いし実施しているので、今後も適正な負担を求めていくとの回答でした。

また、不納欠損額の金額を住民に周知しているかとの質問に対し、12月広報で毎年決算報告をしているが、不納欠損と収入未済額は記入していなかったため今後は掲載する方向で考えていく。

滞納者に対して、今後、差し押さえ等対策はとの質問に対し、税の公平・平等の原則に立ち戻り努力していきたい。また、本年10月から西尾張県税事務所より2名来ていただけるので、あらゆる機会をとらえていきたいとの答弁がございました。

以上で歳入に関する一括審査を終わり、歳出の議会費、総務費及びこれに関する土地取得特別会計の審査に移りました。

巡回バスの利用状況について、各ルート時間別乗車人数、空バスの対処、利用者アンケートをどのような方法でとり、どこへ委託したのかとの質問がありました。利用状況については、各ルート時間別に集計をしており、空バスについては、利用率の悪い中部ルートを見直すとともに、企業をターゲットにした運行形態を検討し、便数を減らしているとの返答がございました。また、利用者アンケートに対しては、車内にて623人に配布をし、175人から回収を行い、今後の運行に反映させたい。また、委託先については三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に、コミュニティーバス再編による地域活性化調査実証実験の推進委託業務257万2,500円、コミュニティーバス利用者アンケート調査には92万4,000円との回答がございました。

次に、契約・検査の各工事において専門分野の有資格者を適正に配置をしているか、庁舎の耐震補強についての質問があり、耐震補強については19年度に設計が組んであり、現在施行中である。また、各工事の有資格者配置については下水道課、建設課、学校教育課等、順当に配置しているとの回答がございました。

次に、行政評価システム、行政経営会議、行政経営プロジェクトについての質問があり、行政評価とはニュー・パブリック・マネジメントという新しい公共の管理システムで、今の政策を数値で評価をし、さらなる改革につなげたい。行政経営会議については、月2回、各部長以上が政策の打ち合わせ、事務連絡を行い、将来的には行政評価についての評価機関にしていきたい。また、行政経営プロジェクトについては、昨年の7月より若手の職員11名を経営についての経験をしてもらうため、ゲーム感覚で経営の戦略が学べる研修に参加をしてもらい、得た

知識を各部課のアドバイザー的な役割をしていただくため選任をしているプロジェクトであるとの回答がございました。

次に、町長の出張について、入札制度の抜本的改革について、ケーブルテレビ配信について、出生率、65歳以上の単身人口についての質問があり、出張については平成18年6月27日、東京にて、ことし3月に行政評価に対して研修会もしていただいた講師の福山先生と打ち合わせを行い、6月30日は福岡にてシルバー人材センターの現地視察、また7月4日は東京にて、ストラック会計を提唱されている西順一郎氏より、売り上げを単に売り上げととらえるのではなく、科学的な物の見方で経理を考えるとということで指導を受けた。入札制度につきましては、平成20年4月より指名競争及び一般競争入札ともに電子入札を導入する。一般競争入札については、土木が1億、建設は1億5,000万以上が対象になる。また、ケーブルテレビ配信につきましては、大口町では業者の採算ベースに乗らないので難しい。出生率については、平成16年1.52、17年1.53、18年が1.7と推移をしている。また、65歳以上の単身世帯について実態の把握は難しいが、現状195名と把握しているとの回答でした。

続いて、行政一括交付金についての質問があり、18年度は1世帯当たり1,250円、内訳は、行政区の事務交付金として550円、不燃物分別交付金として700円を交付したが、19年度より均等割を10万円とし、1世帯当たり1,700円に対応しているとの回答がございました。

続いて、国民年金システム修正委託に関連し、国民年金の納付記録の開示について質問があり、古い書類の場合は年金手帳番号がわからないと、名前、あるいは旧姓だけでは難しいとの回答がございました。

以上で議会・総務関係を終了しまして、福祉関係に移りました。特別会計につきましては、介護保険・国保・老健・国際交流事業特別会計でございます。

がん検診事業で受診率が低いのではとの質問があり、平成15年をピークに減少傾向にあり、啓発活動を行い、回復に努めたいとの回答がありました。続いて、ふるさとづくりの積立基金を有効利用した方がいいのではとの質問があり、18年度に元気なまちづくり事業に240万ほど使用し、今後は拠点づくり整備事業に充当していくとの回答がございました。

続いて、乳幼児医療の現物給付についての質問があり、県が医療費の拡大について検討をしているので、そこを見据えて現物給付が償還払いか検討をしていきたいとの回答がございました。

続いて、第2次救急医療対策について、この地域で妊婦がたらい回しにされるような事実はあるかとの質問があり、江南保健所管内の3市2町圏域では緊急入院を断ったという情報は聞いていないとの回答がございました。

続いて、高齢者福祉協力員について質問があり、町内には12名活動をしていただいております。

75歳以上の高齢者を介護している方を慰労しながら見守っていただいているとの回答がございました。

以上で健康福祉関係を終了し、続いて環境建設部の審査に入りました。

まず、浄化槽清掃費助成金に関連し、補助金はなくなったのかとの質問があり、18年度は希望者がなかったが補助金制度は継続していくとの回答がありました。

続いて、大気測定委託料でいつごろ測定を行っているかとの質問があり、18年度は夏場の8月22日と冬場で19年2月27日に行ったとの回答がございました。

続いて、可燃ごみ収集について前年と比べてどのくらい増減があったのかとの質問があり、家庭系については0.57%増で、事業系については2.04%の減、全体では前年と比べ26トンの減であるとの回答がございました。

資源リサイクルセンターの収集について、直接持ち込みができないかとの質問があり、基本的には持ち込めないが、水曜日の午前中は例外的に持ち込みを許可している。それについては一度周知をしていきたいとの回答がございました。

また、一般廃棄物のごみ処理とリサイクルのコストの差があると思うが、大口町の現状についての質問があり、江南丹羽環境で可燃ごみ処理しているコストは1トン当たり約2万5,000円で、リサイクル品ではトレーが1トン当たり15万円の費用がかかっている差が大きいですが、今後もきちんとリサイクルしていかなければとの回答がございました。

続いて、遊休農地、認定農業者についての質問があり、現在7.5ヘクタールが遊休農地で、全体の農地の1.4%と近隣と比べて低い数値で、オペレーターの方が組織的にしっかりとやっていたためと思っている。また、認定農業者は、町内に水田関係4軒、花関係2軒、野菜で1軒あるとの回答がございました。

続いて、農業集落家庭排水事業特別会計の管路の補修についての質問があり、この補修工事は不明水減少のためのマンホール補修ですとの回答がありました。

以上で環境建設関係を終わり、続いて教育部関係に移りました。

新しい中学校で行われる教科センター方式についての質問があり、教科センター方式導入に当たり先生方の部会において授業の進め方、学習内容を工夫したカリキュラム作成を研究していただき、保護者に対しては学校説明会等、機会をとらえてセンター方式の説明をしていただくよう学校をお願いをしていきたい。また、小学校に対しても同様にしていくとの回答がございました。

適応指導教室に関連し、大口町の不登校の現状について質問があり、平成19年3月末現在で年間30日以上欠席をしている小学生は7名、中学生は15名、指導適応教室においては18年4月以降5人が入室していたが、19年3月末までに5人とも学校復帰をし、現在はゼロという状況

との回答がございました。不登校の子供たちについては、今後も校長、担任、スクールカウンセラー等、皆さんに加わっていただき、保護者や生徒との連絡をとり、共通の理解を図りながら対応していきたいとの回答でした。

続いて、学校評議員について4年目を迎えると思うが開催状況をとの質問があり、平成18年は各小学校で2回、中学校で3回を開催との回答がありました。

次に、南小の図書館教育、読書指導を通しての教育活動の推進の成果、また西小の特別支援教育の成果、中学生の海外派遣の個人負担についての質問があり、南小の図書館教育については、1.魅力的な図書館づくり、2.読書の楽しさと出会える図書館づくり、3.豊かな情報を得るための図書館づくり、4.地域の教育文化・生涯学習の拠点としての図書館づくりの四つのポイントで事業を推進している。また、西小の特別支援教育は指導講師による巡回の指導で、いろいろな課題、問題を研究していただき、講演会も開催している。また、中学生の海外派遣については、平成20年4月に新しい中学校がスタートするので学校連絡会等で先生方から意見を聞きながら、費用負担も含め方向性を出していきたいとの回答がありました。

社本育英事業特別会計は、特に発言もなく、教育関係の審査を終了いたしました。

以上で、付託された認定第1号 平成18年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定審査のすべてを終了し、採決をした結果、賛成多数をもって原案のとおり認定することと決しました。

以上、当決算特別委員会へ付託されました審査の経過及び審査の結果報告とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 決算特別委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で、委員長報告、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、10時40分まで休憩といたします。

（午前10時25分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時40分）

議長（宇野昌康君） これより討論、採決に入ります。

議案第52号 政治倫理の確立のための大口町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第52号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第53号 大口町情報公開条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第53号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第54号 大口町個人情報保護条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第54号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第55号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第2号）について、討論に入ります。

ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 議長のお許しがございましたので、議案第55号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第2号）について、反対の討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度についての予算がこの中にございます。平成20年4月からスタートするための予算が提案されております。今年度の町の負担は492万8,000円になります。この内訳は、均等割10%、人口割45%、後期高齢者割45%になっております。名古屋市のように大口町の人口の100倍以上の市と同様に均等割が10%であることは、甚だ不公平であります。広域連合によっては、人口割と後期高齢者割のみで負担金が決められているところもあります。

後期高齢者医療制度は、すべての75歳以上の人から保険料を徴収することになっております。国の試算によれば、年金収入が年に200万円程度の人で月額6,200円、年間7万4,000円ほどの負担になります。介護保険料と合わせると、月額1万円以上の負担になります。保険料を滞納すれば保険証を取り上げられるなどの過酷な制度であります。また、70歳から74歳までの人は、来年4月より病院の窓口負担が1割から2割への引き上げが行われようとしております。今、政府・与党の中からでさえも見直しを口にするようになってきております。福田新首相でありますけれども、自民党の総裁選挙に立候補するに当たって高齢者医療費負担増の凍結を公約し、70歳から74歳の窓口負担引き上げを凍結するように検討するとしております。公明党も同様に窓口負担1割に据え置くとともに、後期高齢者医療制度については、現在、扶養親族となっている約200万人についてのみ保険料徴収を凍結する部分的手直しを提案しておられるようございます。私も日本共産党は、これらの医療改悪については来年4月からの実施を凍結するように求めているところであります。高齢者に対する負担増に世論が反発する中で、政府・与党ですら見直しの動きが出ているところでございます。後期高齢者医療制度をこのまま進めていけるような状況ではないと言えるのではないのでしょうか。

こうした点から、この議案には反対をいたします。同僚の議員の皆さん、御賛同いただきますようによろしく願いをいたします。

この討論の中で要望として1点つけ加えさせていただきたいのは、総務文教常任委員長から報告もございましたけれども、大口中学校屋内運動場改修工事実施設計委託料についてであります。屋根、床、外壁の改修をしていきたいとの説明がございました。委員の中からは、屋根が落ちてくることはないのか、避難所としてこんなことで大丈夫なのか、建てかえをした方がよいのではないのかという意見が出ているところであります。改修費は1億2,000万円ほどで、改修後、10年ぐらいはもたせていきたいとの答弁もありました。また、小学校の整備が先だということではありますが、体育館の建てかえ、武道館の併設についても、今後、早急に検討していただきますよう要望し、私の発言を終わります。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 岡孝夫君。

4番（岡孝夫君） 議長さんのお許しをいただきましたので、議案第55号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算につきましては、町内企業の収益の増加や設備投資により、法人税、固定資産税等合わせて町税全体で4億円、前年度からの繰越金は3億4,000万円、歳入として計上されており、一方、財政調整基金への積立金額につきましては6億8,000万円で、地方財政としては極めて健全な財政状況にあります。

歳出として主なものは、知事のマニフェストによる就労者支援奨励金及び一般不妊治療費等、また妊婦・乳幼児健康診査の公費負担拡充に伴う増額分として343万円、上小口転倒堰緊急工事費として2,600万円、学共、集会所等の改修費として1,000万円ほど計上されております。この改修は、地域住民の皆様の拠点整備として空調の修繕や、バリアフリーとしてトイレの洋式化、段差の解消であります。

後期高齢者医療制度につきましては、平成17年12月に決定された医療制度改革大綱の中で、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため創設されたものであり、その運営は、都道府県を単位とする後期高齢者医療広域連合が担うことになっております。

県内の全市町村が負担する広域連合への共通経費の負担割合は、均等割10%、高齢者人口割45%、人口割45%となっており、これらは昨年12月議会において広域連合規約の中で議決した経緯もあります。また、均等割につきましては、全国の広域連合の9割が算定の中に導入している状況もあり、応分の負担ということで適正であると判断いたします。

よって、今回の後期高齢者医療広域連合負担金の追加につきましては、19年度における負担金の割合が確定したことによる増額であり、また予算全般についても適切に編成されているものと判断し、この補正予算に賛成するものであります。以上でございます。

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第55号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第56号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第56号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号 大口町道路線の廃止について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第57号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第58号 大口町道路線の認定について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第58号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

認定第1号 平成18年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 決算特別委員会等で御意見を述べてきているところでありますので、簡潔に反対討論をさせていただきます。

近年、配偶者特別控除の廃止、あるいは年金課税の強化、昨年は定率減税が半減をされる、こうした中で庶民増税が年々強化をされてきているところであります。大口町の財政は、そうしたことで増税になり、財政力指数は向上し続けているところであり、町の財政は、極めて豊かな状況が一方ではあるところであります。住民の皆様は、国のこうした庶民増税政策が強化される中で、大口町の豊かな財政が実感できるような、そうした暮らしや福祉に力点を置いた町政にならないのかという声が極めて多くあるところでありますけれども、そうしたところには十分にこたえてこなかったというのが現状であろうかというふうに思います。

自民党の安倍総裁が突然に総理のいすを投げ捨て、新しい総理大臣、福田氏が就任をされました。小泉構造改革以来、庶民に痛みを耐えよと言ってきたけれども、その痛みが連続的に強まるばかりで、国民の皆さんからの批判が強まっている中で、この構造改革路線の中で生じてきた影の部分について真摯に耳を傾け、そして改めるべきは改めなければならないという趣旨のことを新総理はおっしゃっておられます。

そうしたことで、国民の中にはそうした新総裁に対する期待も少なからずあろうかというふうに思うわけでありましてけれども、大口町の町政についても、そういう意味で国の言いなりではなく、生活の苦しみに耐えに耐え抜いている住民の皆さんの声に真摯に耳を傾ける時期に来ているかというふうに思います。

幸いにも、来年4月より子供の医療費については中学校卒業まで拡大をしたいという趣旨の答弁がありました。大変うれしいことであり、大口町政についても、そうした意味で国の政治と同様、住民の皆さん、国民の皆さんのそうした福祉を充実してほしいという声に真摯に耳を傾けていただけるのかなあという期待も高まっているところであります。

さて、18年度は大口中学校の建設に着工した年でもあります。大口中学校は、今年度、建設が完了するわけでありましてけれども、議会の中で論議になっているのは、体育館についても早期に建てかえるべきだという御意見、さらに二つの小学校についても耐震診断の結果が間もなく出るそうでありましてけれども、これについても耐震性については大変大きな問題があるということが明確になり、この二つの小学校については同時的に建てかえ、あるいは耐震対策を早急に強めていきたい、スピードアップしたいという旨の表明がございました。歓迎すべきことでもありますし、着実に実行していただきたいというふうに思います。

さて、大口町の財政がこれほど指数的に上がっている一つの要因は、基準財政需要額が余りに小さ過ぎる、30億円ちょっとであります。基準財政需要額を上げないと、来年度は既に7,000万ほど大口町のせっかくの税金が県に吸い取られるという事態を招くということになります。基準財政需要額を引き上げるとということにも視点を置きながら、今後の町政の運営を図りたいという旨の答弁もございました。

ちなみに、基準財政需要額で大きな比重を占めるのは人口、あるいは道路の延長面積等々であると説明でもありました。これから基準財政需要額を引き上げるといふことはなかなか大変なことでありまして、既に計画をされているさまざまな事業、そうしたことにもその視点をきちんと盛り込んでいく必要があるかというふうに思います。例えば、中小口の区画整理についても速やかにこの事業が完了するように、大いに積極的にこれからも努力を傾けていただければ、これは人口増に結びつく問題であります。また、道路整備計画があるにもかかわらず、これらが軽視されてきたというふうには言わざるを得ません。幸いにも都市計画道路小口線については現況測量等を進めながら、その完成を目指したいという表明がございましたけれども、まだほかにも愛岐南北線、あるいは都市計画道路は進捗しないまま放置されている道路が幾つか残されている状況もございます。以前は、例えば齊藤羽黒線も都市計画道路であります、両側1.5メートルだったと思いますけれども、拡幅をするという計画があり、大口町地内で家を建設する際にはその分後退して建設をしてほしい、こういう指導が強化をされ、それに沿って住宅が建てられてきたにもかかわらず、この数年は、そうしたことの指導が全く貫徹をされずに道路いっぱい建物が建築をされてしまっている。そういうことで、道路整備計画について本当にその計画を推進する気がないというふうには言わざるを得ない問題点がございます。そういう意味では、道路整備計画についてもきちんとこれを進めるという視点での町政運営の見直しが必要だろうというふうに思います。

また、二つの小学校も整備をするということでもありますけれども、小学校周辺の状況を見ればさまざまな問題があるかというふうには思います。大口町の緑豊かな生活環境をつくっていくということでは五条川の緑と結んだ緑化、こうしたこともマスタープランの中にうたわれているわけでもありますけれども、とりわけ小中学校の整備に合わせながら、その周辺の地区の整備計画、これらについてもきちんと策定をして、安全・安心で緑豊かな学園、あるいはその周辺の整備、そうしたことにも視点を置いたまちづくりが必要ではなからうかというふうに思います。

さて、生活保護の問題についてもこの議会で話題にさせていただきました。平成18年度は32世帯、その前年は35世帯の皆さんが生活保護を受けておられるということでありました。60歳代の方ですと、生活扶助費としては6万5,210円プラス家賃分が保護の対象になる。合わせますと約10万円の生活保護費の支給ということになるわけでもありますけれども、国民年金の皆さんは10万円の年金には遠く及ばない状況で、満額もらっている方も少ない状況であります。4万円台、5万円台という国民年金で、今までの蓄えを食いつぶしながらやっと生活をしているという状況があるということをご認識をしていただきたいし、現在生活保護を受けている皆さんの3倍、4倍、5倍程度の皆さんが生活保護基準ぎりぎり、ボーダーライン、あるいはそ

れ以下で頑張っておられる状況があるんだということも、今、社会問題になっているところでもあります。それぞれの役場の窓口へ生活保護の申請に行っても、もっと働きなさい、あなたは働ける年齢だなどと断られて申請を受理しない。そういうことで餓死をしてしまったというような事件が全国的には幾つか発生をしている。そうした中で、弁護士などが生活保護の申請と一緒に行って、役場の対応が法に即したものでなければ、それは嚴重に、法に基づいて申請を受理するようにしていかなければならないなどというような動きもあるところでもあります。大口町の役場には福祉事務所がなく、生活保護の実施機関は愛知県でありまして、中間機関としての取り次ぎをするという役割を担っているということでありましたけれども、生活保護の申請をした後、その決定がなされるためには15日から30日程度でなされているということでもありますけれども、大口町は取り次ぎということの時間を要するために、そのスピーディーな処理をしなければ生活保護の申請をしても決定が遅くなるというような状況もあることをよく配慮されて、生活保護の申請についてはスピーディーに受理をされるような御努力もしていただきたいというふうに思います。

さて、大口町の図書館が年度末に3人もパートの職員の皆さんがやめられて、他市町並みに1週間に1回程度の休館日に抑えるということは、なかなか困難だというような状況を今年度は迎えてしまったわけでもあります。そこで着目をしなければならないのは、パートの人件費の見直しを図っていただかなければならないという問題であります。人件費が、景気が上向ってきているということで、民間の労働力不足が顕著になってきまして、民間の方が賃金が高いというような状況からも、大口町のパート職員の確保もなかなか困難だという状況が生まれているように思います。

今、日本で最大労組のナショナルセンターである連合も、全国どこでも1時間1,000円以上の賃金を要求するに至っておりますけれども、大口町のパートの皆さんの賃金は、保健師さん、保育士さん、あるいは司書の資格を持っている皆さんなどなど、専門的な資格、あるいは能力を持っている皆さんも極めて低額な賃金しか支給をされていない。こういう状況では、パートの皆さんにその能力を大いに発揮してもらい、十分に確保し、そして住民サービスの向上を図るということは今後は困難になろうというふうに思います。そういう意味では時間当たりのパート賃金を引き上げるだけではなく、人件費の総抑制という名目で時間当たりの賃金を引き上げるなら、その働く時間はカットするというようなことではなく、働く時間も十分に保障しながら時間当たりの単価を引き上げる、そういう見直しをしなければ他市並みに住民サービスを向上させることは不可能であろうということも指摘をしておきたいとします。

ごみの減量については、「20%減量する」というスローガンを掲げておりますけれども、先ほどの決算委員長の御報告にもありますように、そのごみの減量の効果、実績はわずかなもの

でありまして、一般家庭からのごみの排出量はさらにふえている状況がございます。私ども議会は、生ごみ等を中心に、全町的に最も有効かつ効率的なごみの減量策を提言してきているところでもあります。町当局におかれても、それらについては調査・研究することはやぶさかでないと言われておりますけれども、一向にその研究、あるいは調査の成果が見えてこないのは極めて残念であります。20%のごみ減量がスローガンだけに終わるのではなく、本当にこれが達成できるように、いかにしたらいいのかということについてのお考え、そうしたことを改めてよく熟慮していただいて今後の対応をしていただきたいと思います。

最後に、政治倫理の確立の問題であります。国政においても地方の政治においても、いわゆる政治家とお金の問題、これが政治不信の大変大きな部分を占めていることはだれも否定することができないのであります。一般質問でも地方政治における政治不信、そうしたことについて幾つかの例を挙げてお示しをしたところでもあります。私は大口町の議会は、最少の経費で、そして最大の効果を上げるべく、2泊3日の研修視察を1泊2日に縮減をする。あるいは、政務調査費の内容については1円以上、全額の領収書を公開する、そして残額についてはすべて町にお返しをする。あるいは、議員定数を削減しながら、1議員が2常任委員会等に所属しながら、他の自治体の議員以上に、その議員としての使命、役割を全うするために全力を挙げて奮闘しているところでもあります。

また、議員みずからの自治法で規定されている兼業禁止はもちろんでありますけれども、この自治法で言われている兼業禁止については、その文面だけではなく、その趣旨をきちんとわきまえた、そして住民の皆さんに理解の得られる行動が必要だろうというふうに言われていると私は理解しているところでもあります。そういう意味では、みずからの親族の利益誘導を図っているのではないかとされるような誤解を生まない、そういう清潔で、そして公明正大な町政を推進していくためには、みずからの努力義務をうたった、そうした政治倫理の確立が必要であるということもこの議会で求めたところでもあります。残念ながら、3親等まではいけなくて、4親等、5親等ならいいんだというような論理は理解できないというような御答弁で、私の求めていることについては御理解が得られなかったようであります。今後は、議員の皆さんの御理解を得ながら、大口町議会の政治倫理条例の制定に向けて、議長初め同僚議員の皆さんの御理解を得て、少なくとも議会議員についてのそうした政治とお金等々、その政治倫理の確立のために私は提言を続けていきたい。願わくば、町当局におかれてもそうした御努力をさらに検討していただくことを求めまして、私の反対討論とさせていただきます。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 岡孝夫君。

4番（岡 孝夫君） 議長さんのお許しをいただきましたので、認定第1号 平成18年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について賛成の討論をさせていただきます。

平成18年度の日本経済は、企業収益の改善に伴い、設備投資が増加し、雇用情勢にも改善が見られるなど、企業の好調さを反映し、景気拡大がいざなぎ景気を抜いて戦後最長を持続していると言われております。

特に愛知県においては、「元気な愛知」の象徴と言われる輸送機械工業など企業収益の増加により県税収入も過去最高を更新する見込みであり、本町においても法人町民税が15億円、町税全体でも53億円を超え、過去最高を記録したところであります。

このような状況のもと、平成18年度一般会計及び特別会計の決算につきましては、全体として極めて健全であり、適切な対応が図られ、また総計決算における歳入歳出の差引額は前年度に引き続き黒字になっております。単年度財政力指数につきましても、平成12年度以降、毎年上昇しており、18年度も1.48と、執行部の努力を評価するものであります。

以上のように、予算の施行に当たってはそれぞれの分野において効率的な運営が行われ、適切に処理されているものと判断し、この決算認定に賛成するものであります。以上でございます。

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、認定第1号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

請願第1号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める請願書について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、請願第1号の採決に入ります。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本請願は採択することに決定をいたしました。

請願第2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改

正に関する請願書について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、請願第2号の採決に入ります。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本請願は採択することに決定をいたしました。

議案第59号について(討論・採決)

議長(宇野昌康君) 日程第3、議案第59号 監査委員の選任について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第59号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議員提出議案第3号から議員提出議案第6号までについて(提案説明・討論・採決)

議長(宇野昌康君) 日程第4、議員提出議案第3号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書提出についてから、議員提出議案第6号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書提出についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第3号から第5号までについて柘植満君。

3番(柘植 満君) 議長の御指名をいただきましたので、議員提出議案第3号から5号につきましての意見書を一括して朗読をもって提案の説明をさせていただきます。

議員提出議案第3号

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書
提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年9月26日提出

提出者	大口町議会議員	柘 植 満
賛成者	大口町議会議員	田 中 一成
	大口町議会議員	岡 孝 夫
	大口町議会議員	鈴 木 喜 博
	大口町議会議員	倉 知 敏 美
	大口町議会議員	酒 井 久 和
	大口町議会議員	吉 田 正 輝

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書

未来を担う子どもたちが健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では依然としていじめや不登校、非行問題行動など、克服すべき課題が山積している。また、特別支援教育のあり方や日本語教育の必要な子どもの増加など新たな課題に直面している。このような様々な課題に対応するためには、学校規模の縮小は不可欠である。

また、各地方自治体ごとの学級規模の縮小が行われているものの、その配置教員等の財政負担は本来国が負うべきものである。一方、文部科学省は第8次定数改善計画を策定したものの、その実施については見送られたままになっている。また、「教育課題対応緊急3か年対策」についても、学校現場の要求に十分応じたものとは言えない。

一人ひとりに行き届いた教育を実現するためには、子どもたちによりきめ細かな指導が可能となるようにしていかなければならない。そのためにも、教職員定数増をはじめとした教育条件整備が重要であり、次期定数改善計画の早期実施が望まれる。

よって、平成20年度の政府予算編成期にあたり、学級規模の縮小と教職員次期定数改善計画の早期実施に向けて、十分な予算確保をされるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月26日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 福田 康夫
財務大臣 額賀 福志郎
文部科学大臣 渡海 紀三朗
総務大臣 増田 寛也

議員提出議案第4号

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年9月26日提出

提出者	大口町議会議員	柘植 満
賛成者	大口町議会議員	田中 一成
	大口町議会議員	岡 孝夫
	大口町議会議員	鈴木 喜博
	大口町議会議員	倉知 敏美
	大口町議会議員	酒井 久和
	大口町議会議員	吉田 正輝

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部科学省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。愛知県においても、「財政危機」を理由として平成11年度に総額15%、生徒1人当たり約5万円に及ぶ経常費助成(一般)の削減がなされた。

その後、県の私学関係予算は、国の私学助成の増額ともあいまって、単価では増額に転じつつあるが、総額抑制は続いており、15%カットの傷跡は深く、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。このままでは、学費と教育条件の公私格差が一層拡大し、緒についた教育改革にも重大な影響が出ることは必至である。

さらに、長引く不況で、私学に通わせる父母の経済的負担はもはや耐え難いものとなり、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また私学を選びたくて

も選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

このような私学を取り巻く厳しい状況の中で、都道府県における私学助成制度の土台となっている国の私学助成が果たす役割はますます大きくなっている。

今年度予算では、前年度実績が堅持されたが、しかし、現在もなお、国の「骨太方針」では、「5年間にわたり、1%削減」方針が打ち出されている。

政府におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持するとともに、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高校等への経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

併せて、父母負担の公私格差を是正するための授業料助成の充実と、専任教職員増など「教育改革」の促進を目的とした特別助成の実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月26日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 福田 康 夫
財務大臣 額 賀 福志郎
文部科学大臣 渡 海 紀三朗
総務大臣 増 田 寛 也

議員提出議案第5号

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年9月26日提出

提出者 大口町議会議員 柘 植 満
賛成者 大口町議会議員 田 中 一成
" 大口町議会議員 岡 孝 夫
" 大口町議会議員 鈴木 喜 博
" 大口町議会議員 倉 知 敏 美

” 大口町議会議員 酒 井 久 和

” 大口町議会議員 吉 田 正 輝

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費1/2助成（愛知方式）」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、県の財政難のなかで、平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では増額に転じつつあるが、総額抑制が続いており、平成10年度実績は回復されておらず、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。その一方で、公立教育費は平成10年度実績を上回るなど充実が図られており、このままでは、学費と教育条件の公私格差が一層拡大し、教育改革にも重大な影響が出ることは必至である。

さらに、長引く不況の影響も重なり、私学に通わせる父母の経済的負担はもはや限度をこえており、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

私立学校は、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、「公私両輪体制」で県下の「公教育」を支えてきたものであり、それは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。確かに、県の財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

県におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

したがって、当議会は、私立高校等への経常費助成を増額するとともに、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充し、ただちに平成10年度水準を回復されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月26日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

愛知県知事 神 田 真 秋

以上です。

議長（宇野昌康君） 続いて、議員提出議案第6号について吉田正輝君。

14番（吉田正輝君） それでは、議員提出議案第6号について朗読をもって説明とさせていただきます。

議員提出議案第6号

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年9月26日提出

提出者	大口町議会議員	吉田正輝
賛成者	大口町議会議員	吉田正
	大口町議会議員	田中一成
	大口町議会議員	宮田和美
	大口町議会議員	土田進
	大口町議会議員	齊木一三
	大口町議会議員	酒井久和

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなりうるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理的現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要で

ある。

よって、当議会は国に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記

1 過剰与信規制の具体化

クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性のある規制を行うこと

2 不適正与信防止義務と既払金返還責任

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること

3 割賦払い要件と政令指定商品制の廃止

1、2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること

4 登録制の導入

個別方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月26日

愛知県丹羽郡大口町議会

（提出先）

衆議院議長 河野 洋 平

参議院議長 江 田 五 月

内閣総理大臣 福 田 康 夫

経済産業大臣 甘 利 明

以上。

議長（宇野昌康君） お諮りをいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号から第6号までについては、質疑を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

議員提出議案第3号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、採決に入ります。

議員提出議案第3号について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。

議員提出議案第4号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、採決に入ります。

議員提出議案第4号について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議員提出議案第5号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、採決に入ります。

議員提出議案第5号について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議員提出議案第6号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、採決に入ります。

議員提出議案第6号について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第60号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（宇野昌康君） 日程第5、議案第60号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、追加議案の説明をさせていただきます。

議案第60号 教育委員会委員の任命につきましては、町教育委員会に多大な御貢献をいただいております教育委員 伊藤洋子氏の任期が本年9月30日に満了になることに伴い、大口町外坪五丁目189番地、昭和29年6月22日生まれ、服部真由美氏に後任をお願いするものであります。

伊藤委員の功績に敬意を表するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、服部真由美氏の略歴書を別紙に添付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上、追加上程いたしました議案の提案説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 議案に対する質疑を行います。

議案第60号 教育委員会委員の任命について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第60号の質疑を終了いたします。

これより議案第60号の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第60号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

大口町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長(宇野昌康君) 日程第6、大口町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙すべき定数は、委員4名、補充員4名であります。

お諮りをいたします。選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、指名をいたします。

選挙管理委員会委員には佐竹金政君、大森義孝君、榎田瑞穂君、吉田守隆君、以上4名であります。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり当選をされました。

続いて、委員補充員を指名いたします。

舟橋甫君、安達國廣君、安藤長延君、酒井保孝君、以上4名であります。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり当選をされました。

当選をされました方に、本席から大口町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議員派遣について

議長(宇野昌康君) 日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

大口町議会会議規則第117条の2の規定により、議員を派遣することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については可決をされました。

閉会の宣告

議長(宇野昌康君) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成19年第5回大口町議会定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

(午前11時40分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 宇 野 昌 康

大口町議会議員 鈴 木 喜 博

大口町議会議員 木 野 春 徳